



島根県報

平成16年 9月21日 (火)

第 1 609 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (健康福祉総務課) 1

告 示

生活保護法の規定による介護扶助を担当する機関の指定 (") 2

土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 2

土地改良区の役員の退任 (") 3

林業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託の一部改正 (林業課) 3

道路の区域の変更 (道路維持課) 4

島根県指定金融機関等の名称等の一部改正 (会計課) 4

島根県収入証紙の売りさばき人の指定 (審査課) 4

公 告

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定事業活動制限事業者及び指定地域の指定 (経営支援課) 5

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 5

教委公告

平成17年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者選考試験の実施 (高校教育課) 6

選管告示

個人演説会を開催することができる施設の指定 7

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消 8

公布された条例等のあらまし

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則(規則第65号)

1 規則の概要

社会福祉士及び介護福祉士修学資金の返還の免除に係る過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域に市町村の廃置分合等があった場合の特例に関する規定を加えることとした。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9月21日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第65号

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則（平成 5 年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「規定する過疎地域」の次に「（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第900号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年 9月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 ケアサ ポートことぶき	松江市浜乃木町 5 - 2 - 23	通所介護	健笑庵・いくま	松江市西生馬町482番 地	平成16年 7月 1日
有限会社へるしー らいふ	出雲市武志町186番地	居宅介護支援 事業	有限会社へるしー らいふ	出雲市武志町186番地	平成16年 9月 1日
株式会社爽やかケ ア山陰	江津市江津町890番地 2	通所介護	株式会社爽やかケ ア山陰 デイサー ビスセンター 縁 日和	江津市渡津町96 - 1	平成16年 4月 1日

島根県告示第901号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 9月21日

島根県知事 澄 田 信 義

八束郡東出雲町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

野津 和 八束郡東出雲町大字揖屋町981番地 3

宮廻 美範 八束郡東出雲町大字揖屋町1337番地

森本 千歳 八束郡東出雲町大字須田751番地 2

遠藤 昭男 八束郡東出雲町大字今宮372番地

野々内 晶 八束郡東出雲町大字出雲郷743番地 1

永島 和男 八束郡東出雲町大字下意東515番地

小原 敬貴 八束郡東出雲町大字下意東1183番地 1

太田 眞 八束郡東出雲町大字上意東1870番地

監事

福寄 英明 八束郡東出雲町大字出雲郷1252番地 3

石原 光章 八束郡東出雲町大字揖屋町433番地 3

佐藤 光男 八束郡東出雲町大字下意東731番地 2

2 就任年月日

平成16年 9月 1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

野津 和 八束郡東出雲町大字揖屋町981番地 3

宮廻 美範 八束郡東出雲町大字揖屋町1337番地

森本 千歳 八束郡東出雲町大字須田751番地 2

引野 彰司 八束郡東出雲町大字出雲郷259番地

石倉 保雄 八束郡東出雲町大字出雲郷1711番地

太田 眞 八束郡東出雲町大字上意東1870番地

池尾 勇 八束郡東出雲町大字下意東867番地 1

永島 昭 八束郡東出雲町大字下意東561番地17

監事

石本 誠 八束郡東出雲町大字今宮337番地

長谷川洋造 八束郡東出雲町大字揖屋町520番地

永島 清次 八束郡東出雲町大字下意東500番地

島根県告示第902号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 9月21日

島根県知事 澄 田 信 義

美濃郡匹見町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

森本 輝昭 美濃郡匹見町大字匹見イ1369番地 5

島根県告示第903号

林業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託（昭和57年島根県告示第1036号）の一部を次のように改正する。

平成16年 9月21日

島根県知事 澄 田 信 義

「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金」に改め、表に次のように加える。

”	松江市母衣町55番地	島根県木材協同組合連合会	平成16年 8月 2日
---	------------	--------------	-------------

島根県告示第904号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 9月21日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	美濃地石見横田停車場線	益田市美濃地町イ995番6地先から同町イ367番1地先まで	前 A	メートル 3.50～ 4.00	メートル 308.00	益 田 土 木 建 築 事 務 所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
		益田市美濃地町イ313番5地先から同町イ367番1地先まで	前 B	11.00～ 36.50	417.00		
		益田市美濃地町イ313番5地先から同町イ367番1地先まで	後 B	11.00～ 36.50	417.00		
"	多伎江南出雲線	出雲市今市町北本町5丁目5番35地先から同市大津町字本朝851番1地先まで	前	8.00～ 26.00	54.00	出 雲 土 木 建 築 事 務 所	道路改良工事 拡幅 仮設道設置
			後	8.00～ 28.50	54.00		

島根県告示第905号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年 9月21日

島根県知事 澄 田 信 義

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号中キを削り、力をキとし、同号オ中「及び波積町北」を「、波積町北及び桜江町」に改め、同号中オを力とし、エの次に次のように加える。

オ 安来市（広瀬町下山佐、広瀬町上山佐、広瀬町奥田原、広瀬町西谷、広瀬町西比田、広瀬町東比田、広瀬町梶福留及び伯太町の区域に限る。）

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号シを次のように改める。

シ 邑智郡美郷町（酒谷、九日市、片山、千原、石原及び熊見の区域に限る。）

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号タを次のように改める。

タ 隠岐郡知夫村及び隠岐の島町（元屋、中村、湊、西村、伊後、布施、卯敷、飯美、那久路、小路、郡、山田、苗代田、南方、北方、代、久見、都万、那久、油井、蔵田、津戸及び蛸木の区域に限る。）

島根県告示第906号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第3項の規定により告示する。

平成16年 9月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指定年月日	指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名
平成16年 9月13日	965	松江市東津田町1741 - 3 いきいきプ ラザ島根内 カフェレスト びぶる	松江市西嫁島 2 丁目65番地 合資会社 一文字家 代表社員 景山 喬夫

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第6号に規定する指定事業活動制限事業者及び同条第7号に規定する指定地域を次のとおり指定したので公告する。

平成16年 9月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定事業活動制限事業者

番号	名 称	住 所	指定年月日
16 - 1	株式会社原徳チェーン本部	島根県安来市赤江町1448 - 1	株式会社ホックア ピア（アピア店） にあっては 平成16年 9月12日
16 - 2	株式会社ホックアピア	島根県松江市黒田町427	

2 指定地域

番号	地 域	指定年月日
16 - 3	島根県松江市黒田町427	平成16年 9月12日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成16年 9月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土地区画整理組合の名称

川本町木路原土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成元年 8月 8日から平成17年 3月31日まで

3 施行地区

邑智郡川本町大字川本の一部

4 事務所の所在地

邑智郡川本町大字川本545番地 1

5 設立認可の年月日

平成元年 8月 8日

6 変更認可の年月日

平成16年 9月21日

教 育 委 員 会 公 告

平成17年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成16年 9月21日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

1 目 的

この選考試験は、平成17年度島根県立学校の教育職員（実習助手）の採用候補者を選考するために行います。

2 募集職種、募集種別、職務の概要、試験の程度及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職 務 の 概 要	試験の程度	採用予定人員
実習助手	一 般	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	高校卒業程度	1名程度
	工 業	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。		1名程度
	水 産	水産の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。		1名程度

(注) (1) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(2) 勤務場所は、島根県内の県立学校（高等学校、盲・ろう・養護学校）です。

なお、採用後は全県的な異動があります。

3 出願資格（性別は問わない）

(1) 昭和45年 4月 2日から昭和62年 4月 1日までに生まれた者

(2) 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者

4 出願手続

(1) 出願期間 平成16年10月 1日（金）から10月14日（木）（必着）まで

ただし、郵送の場合は、平成16年10月12日（火）消印有効とします。

(注) (1) 封筒の表に「教育職員（実習助手）選考試験願書在中」と朱書してください。

(2) 持参の場合の受付時間は、月～金曜日の午前9時～午後5時とします。（祝祭日は除く）

(2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町 1番地 島根県教育庁高校教育課

(3) 受験票は、申し込みを受けた際すぐには交付しないで、受付締切後に郵送します。受験票が10月28日（木）までに届かない場合は、島根県教育庁高校教育課に照会してください。

5 提出書類

(1) 教育職員（実習助手） 採用候補者選考試験願書	様式1によること。 (注) (1) 出願職種、種別を必ず記入すること。 (2) 受験票用に願書と同じ写真がもう1枚必要です。	1通 (注) 写真2枚必要
(2) 健康診断書	様式2によること。	1通
(3) 自己アピール	様式3によること。	1通
(4) 連絡用封筒	封筒角形2号（33.2cm×24.0cm）に330円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名（「様」をつける）を明記すること（封筒の口には両面テープを貼ること）。	2通

(注) 受験票用の写真について 願書受付け後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を添付し、受験日には必ず持参してください。

6 選考試験

(1) 試験日及び試験場

期 日 平成16年11月6日（土）、7日（日）

受 付 午前8時20分から午前8時50分まで

場 所 島根県立松江教育センター 松江市内中原町255 - 1
島根県立松江工業高等学校 松江市古志原 4 - 1 - 10

(2) 試験内容

一般受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験（パソコン操作）
工業・水産受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験（実習に関する実技試験）、専門試験
詳しくは、受験票送付の際に通知します。

(3) その他

受験者には健康診断書（様式 2 による）の提出を求めます。

7 選考結果通知等

- (1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、採用候補者名簿に登載します。その結果は、平成16年11月24日（水）午前 9 時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。
あわせて高校教育課ホームページ（<http://www.pref.shimane.jp/section/koukou/>）に掲載します。
- (2) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。
- (3) 選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。

8 その他

(1) 問い合わせ先

島根県教育庁高校教育課 企画人事グループ 電話0852 - 22 - 5411

- (2) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(3) 給与

給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

	高校卒（満18歳）	短大卒（満20歳）	大学卒（満22歳）
初任給（円）	147,400	160,800	187,700

（平成16年 4月 1日現在）

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号に規定する施設として指定をした旨加茂町選挙管理委員会から報告があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 9月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加茂町文化ホール ラメール	大原郡加茂町大字宇治303番地	平成16年 9月 2日
加茂町総合保健福祉センター かもてらす	大原郡加茂町大字宇治328番地	平成16年 9月 2日
加茂町新社会福祉会館 つつじホール	大原郡加茂町大字宇治253番地 1	平成16年 9月 2日

島根県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨加茂町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年 9月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
加茂町社会福祉会館	大原郡加茂町大字加茂中1042番地 1	平成16年 9月 2 日